

昭和二十六年二月九日(金曜日)午前十時五十四分開会

今日の會議に付した事件

○地方行政の改革に関する調査の件

（地方公務員法第五十七條及び附則第二十一項の單純勞務に関する件）

(地方公営企業労働関係法案に関する件)

(教育公務員特例法の一部を改正する法律案に関する件)

（社会教育法の一部を改正する法律案に関する件）

○連合委員会開催の件

○委員長(岡本愛祐君) これより地方
行政委員会を開会いたします。

政の改革に付します事件は、地方行政の本日会議に付します事件は、地方行政の改革に関する調査でありまして、その第一といたしまして地方公務員法の第五十七條及び附則の第二十一項に單純勞務という字句があります。それにつきまして西郷委員から質疑のお申出がございました。許します。

○西郷吉之助君　先般本院におきまして地方公務員法を修正議決いたしましたのであります。その附則の第二十一項に、これは修正したのであります。が、單純労働者の問題があるのであります。今回近く公務員法が施行されるので、この單純労働者の問題も何らかの形において決定されるわけでありまして、その解釈等に関しまして万が一にも区々になつては非常に紛争のもととなるので、單純労働者の範圍その

他について質したい。聞くところによりますと、この単純労務の問題は政令の形式において政府はやる考えであつて、それはすでに事務次官会議を通りまして閣議にかかつておるように聞いておるのであります。ところがその閣議でこれが保留されておるように聞いておりますが、その点につきましてどういふ点において保留されておるのかといふことを岡野國務大臣から詳細

えば大工であるとか、左官であるとか、掃除夫であるとか、そういうふうなものを具体的にここで挙げて頂きたいと思ひます。そういうものをはつきりして置くことによつて非常に、解釈が全国的に統一されて来ると思ひ、又これが統一されませんと、これが原因をなして非常に紛争が起きやすいと思ひるので、そういう点をはつきりこの際して頂きたいと思ひのです。

定をいたしておりません。それからこの單純勞務というのはお説の通りに突如として御修正を願つた点でございまして、如何なるものを單純勞務者にするかというところににつきましては、これは御修正を下すつた参議院の立法の御理由は最も尊重しまして、それに適合するような範圍でできまして行きたいと、こう考えて今十分検討中でございいます。でございまして、若し何でございませうか、又そのほかからよくきり別

示してございますから、その例示を類推解釈をいたしまして我々が適當と思ふものを地方公務員法の中に拾ひ上げるわけであります。

○西郷吉之助君　これ以上定義を岡野さんに伺つてもわからないと思ふから、その点は追及いたしません、抽象的に言うことは聞くまでもなくわかぬわけかと思いますが、解釈如何が、つておるのでありますが、それを明確に改定等で行つた場合、それを明確に

に伺いたいと思うのであります。なお且つこの單純なる勞務というこの言葉は、現在までは法文の中には法律用語としてはないように思いますので、この関連した地方自治庁並びに労働省を

○国務大臣(岡野清彦君) お答え申上げます。この前に地方公務員法を御審議頂きました際に、参議院において御修正を頂きまして、單純勞務者に対しては特別の取扱をする。こういうよう

を差上げますが、その例は、大体において当院において御修正を頂きました。その当時の立法理由を基礎にしまして、考案をしたのでございます。

しておかんと、全国の地方公共団体に
おいて解積がまち／＼になるので、こ
れが紛議のもととなりますから、つきり
ここで伺うのであつて、そういうよう

の他において、單純なる勞務者に對するいわゆる解釈、定義と言いますか、そういうものはどういふふうを考えておられるか。その点をその双方から伺いたいのと、我々がこれを修正いたしました理由は單純勞務者の問題は成るべくそういう勞務者が、できるだけ広範圈に縛られないようにしたいといふのが趣旨であつたのであります。

な御趣旨になつておりまして、それにつきましてはその後、單純勞務者に対する特別の法律を今起案しつゝありますが、これは起案最中でございまして、確定案にはなつておりませんから、只今内容を申上げてもどう動くかわかりませんから保留いたして置きます。その法律が、この二月十三日に地方公務員法が施行せられることになり

○西郷吉之助君　ちよつと今の御質問に對して事務當局からお答えがあるかと思ひますが、今の岡野國務大臣の御説明によりますと、まだ決定してゐないと言われた。これは數日後に地方公務員法が施行されると思ひますが、そういう悠長な考えで間に合うのか、まあ單純勞務ということを非常に單純に考へておられるが、單純なる考へなからば、岡野さんの單純な考へ方をここに

な抽象論ならこれは聞く必要はない。定義をはつきりしておかんとわからない。なおかつ伺いたいのは、それでは閣議で留保した理由等についてこれは或いは間違つておるかも知れないが、大工とか左官、掃除夫、そういうもののが問題になつて留保したように伺つておるが、今あなたが言われておる定義ですが、大工とか、左官、掃除夫といふものは單純勞務者でないという。

からこの單純なる失却といふものではない。非常に狹義に解したりしますと、我々の意思と非常に隔たりがあることになるので、そういう点についてどういふふうにお考えになつておるか。又その定義ですが、定義等もここではつきり伺つて置かんと、これが地方公共団体に行きました場合に、非常に区々まちまちになると思う。今日は定義を聞くだけでなく、實際にどういふ職名のものをお考えおられるか、具体的に、例

たものでございますから、憲法七十三條の規定によりまして、とにかくあの單純勞務の範圍は従前の例によるということになっております。それでは單純勞務の範圍はどういうふうにきめたらよからうかというのを政府としてましてはいろいろ研究中でございます。お説の通りに、一庶次官會議にもかかつたわけでございまするけれども、まだ閣議といたしましては最後決

で、お答えを願いたい。

○國務大臣(岡野清豪君) お答へ申上げます。單純勞務と申しますと、私自身の考えとしましては、概して行政事務に携わらないで、そして仕事の方面からいたしますれば、性質上、まず頭腦の仕事よりは筋肉労働に主たる仕事を置いておるとこういうふうに考えておきます。併しなからこれはすでに委員会においても十分皆様から御説を承

○國務大臣(岡野清麿君) お答えいたします。大工、左官、掃除夫は單純勞務者に入れることに私は考えております。

○西郷吉之助君 では重ねて伺います。最初に伺いましたように、閣議にまで行つたのに、これを留保なさつたのです。その点は……。

○國務大臣(岡野清麿君) お答え申上げます。大工、左官等は留保になつておりません。

○西郷吉之助君 いや左官ではない、その政令案全体が留保になつておると思ふが、そのことを……

○国務大臣(岡野清澄君) 留保になつております。ただ問題は、その範囲が非常に広汎に及んでおりますので、これを一々検討しつゝある次第であります。

○西郷吉之助君 そのように留保になつたが、あなたの主張が通らなかつた。主務官庁である地方自治庁の長官たる岡野国務大臣の主張が容れられなかつた。それはどういふ方面の大臣から意見が出たか、それを伺いたい。

○国務大臣(岡野清澄君) 閣議の内容を申し上げることは極秘になつておりますので御容赦願ひたいと思ひますが、これを抽象的に申し上げますれば、地方自治庁として地方公務員を縛る点においても異論はないのであります。これがすぐには返りまして、国家公務員にはね返る。参議院で御修正になつたような地方公務員法の修正と同じような方向に、国家公務員法もいづれ直して行かなければならぬ。その点において国家公務員法と地方公務員法との調整をとる点において相当の検討をしなければならぬ点があると思ふ。それで停滯しているわけです。

○西郷吉之助君 閣議の内容は御説の通りですから、これ以上伺いませんが、とにかく地方自治庁以外の関係省の意見のために留保された。要するに岡野さんの主張が極めて強いのか、主張が妥協を欠いたのか、今日に至つたのは事実だ。併し数日後には実行しなければならぬので、まあいろいろ言われたけれども、勘案する時間というものは今限られておる。それまでに

さなくちやならぬならば、ここでその職名等も、地方自治庁はこの範囲を考へておるというふうなことを伺いたう。そういうことについては、前以てこういう点を質問するということは御承知なんですから、例えば政令に出そうというふうな職名、大工でも左官でも、そういうものを書いたものはないのですか。抽象論は聞く必要はない。

○国務大臣(岡野清澄君) 大体我々考へておりますのは、この委員会で御説明のあつたような汲取人、掃除夫、大工、左官とか、葬儀人夫、大体そういうものは全部網羅しておりました。大分数が多いいのでありますから、ちやうど覚えておりませんが、何か持つておりますか……

○政府委員(鈴木俊一君) どういう種類を考へておるかということでございますが、一応事務的な案を申し上げます。守衛、給仕、小使、運搬夫及び雑役夫、土木工、農夫、牧夫、園丁、動物飼育人、それから清掃夫、屠殺夫、消毒夫及び防疫夫、潜水夫、炊事婦、洗濯婦、理髪婦、大工、左官、石工、電工、営繕工、煮、昇降技手、自動車運転士、機械操作士、火夫、青写真工、印刷工、模型工、紡織工、製材工、木工、鉄工、それから修繕工、塗装工、旋盤工、仕上工、組立工、大工、その他いろいろの言葉で普通呼ばれておる地方公務員がやつております。その業務をやる者を、単純労働に従事する者、こういうふうな考へたいという根本の考へ方から、名前はそれぞれ、地方団体によつていろいろ名前を付けておられますが、名前の如何にかかわらず、大体今ここで申し上げた名前は、一番普通性の多い一般的に呼び

慣らされておる名前でありまして、そういう名前のものでやつております。そういう労働に従事する者を、単純労働に従事する地方公務員、こういうふうに考へたいと思ひます。同時にこれだけでない、これに類似する者というものを合せて、全体として弾力性のあるような趣旨で、こういう政令を出したという考へ方でございます。

○西郷吉之助君 今挙げられた中に電話交換手は入つておりますか。

○政府委員(鈴木俊一君) 電話交換手は勿論同じようなものであります。

○西郷吉之助君 そうしますと、自治庁の考へは簡単なといひますか、技術者とか、技能者とかいふふうな名前では呼ばれるものは、これは全部単純な労働者である。こういうふうに解釈しておられると解釈していいのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 単純労働といふ言葉の定義は、いろいろ御見解があると思ひますが、非常に文字通りの意味にとりますと、単なる繰返しの業務に従事する者というように非常に狭くなるのであります。技能者といふものは単純労働者の本来のものに入るかどうか疑問でございます。学問的に、学問的と申しますと何ですが、やがてましく言ひます人は、単純労働には入らないといふ見解が多いのであります。それだけに単純労働といふことだけでおくと解釈が非常にまち／＼になる危険があります。ので、いろいろ検討いたしました結果、いわゆる技能者、いわゆる軽度の経験による判断を含めまして或る種の行為をやり出すような者の中に入れる、こういうふうな考へ方で立案いたしております。

○西郷吉之助君 鈴木次長に重ねて伺ひますが、さつき岡野さんにお伺ひした、岡野さんは抽象論で全然わかつていないのですが、地方自治庁の当局としては……、私らこういうふうな簡単なことをよく伺つて置きたいと思ふのは、冒頭申し上げた通りに、こういうものの解釈をはつきりしておかないと、非常にまち／＼になつて紛争のもとになるということなんです。地方自治庁では抽象的に今お述べになつたが、法律用語としても、今度新らしく出て来るので、例えば裁判の紛争のもとにも非常になりやすいのです。が、そういう際に単純労働の定義といふものををはつきりして置かないと、これはいろいろに解釈されて、政府当局も困るのじやないか、こう思われるので伺ふのですが、地方自治庁は地方公共団体その他と、非常に関係が深いのですが、はつきりしたところの定義といふふうなものを考へておられるのかどうかといふことを、更に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 私ども立案の根本の考へ方といたしましては、単純労働といふ言葉が會つてこれは改正前の国家公務員法に用いられておつたわけでありまして、そういう意味の考へ方と、それから前国会におきまして、当院で御修正になられました、その修正提案理由の説明の御趣旨、又その前後のいろいろの御議論の経緯等に鑑みまして、それが最も狭い意味の、厳格な意味の単純労働の範囲を多少踏み出しての考へ方であるように承ひたしておられますので、そういう趣旨で本来の単純労働といふものにいわゆる技能者といふ範疇に属する者を含め

まして、これがこちらの御修正の趣旨に合うものであるといふふうな考へまして、そういうふうなものがこの地方公務員法の附則第二十一項に言うところの単純労働である、かように解釈をいたして立案したつある次第であります。

○西郷吉之助君 更に伺ひますが、人事院において職種といふものがありまして、そういうものとの関連はどういふふうな考へて来られたか、又どういふふうな折衝されたのか、その点も伺ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 人事院のほうの職種は私細かく存じておりませんが、四百幾種かの職種を今作るべく、いろいろ鋭意御研究中のようでございまして、これもまだ固まつた案といふものがないうちであります。従つて先ほど西郷委員の仰せになりましたように、現在の国の法律、或いはそれに基づいて、こういう範疇を有権的に、明確にいたしておられるのではないわけでございまして、そういう意味から申しますと、これは初めてのことであるわけでありまして、そこで人事院のいろいろ事務当局で検討中の案なども連絡をいたしておられますが、単純労働といふ言葉が實際現わしまする職種といたしましては、むしろここに書いてありますものよりも狭く解釈をしておられるのであります。

○西郷吉之助君 重ねて伺ひますが、これを政令等であるのですか。何か法律でもお出しになるのですか。どういふ形式でなさるのかといふことが第一点、もう数日しか日にちがないと思ふのですが、いつ頃実行されるのか、

予定を承わりたいと思います。

○政府委員(鈴木俊一) これは二月十三日から地方公務員法が施行になりますので、その前におきましてできるだけ早い時期に、先ほど大臣が申し上げましたような単純労働に關する特例の法律を政府としては提案をいたすのが適當であるわけでございまして、いろいろ關係方面等の關係もございまして、そのほかのほうも検討しておりますので、取りあえず地方公務員法施行上の解釈がまち／＼である結果、混乱が生ずるでありまして、これを恐れて、憲法の七十三條に基きまして法律を案出するための一つの解釈をする政令、解釈的な政令というこ

とで、政令の中に今申上げましたような趣旨のことを規定をいたしまして、政府の一つの解釈を地方に浸透いたすようにいたしたい、かように考えております。

○西郷吉之助君 そういうふうにもう非常に切迫して日にちがないのであつて、大臣は一向熱意があるのかないのかはつきりしなかつたが、これについては勿論、地方自治庁は労働省という折衝されておると思いますが、労働省においては主務官庁として単純労働者ということにどういふふうな定義を考へておるか。又只今の地方自治庁のものとは単純労働者の範圍が全く一致しておられるのか、そういう点を伺いたい。

○説明員(松崎芳若) 労働者といひましては種々地方自治庁の事務當局と折衝を重ねまして、今鈴木次長からお話になりました趣旨のものは全部意見が一致しております。それから単純労働の定義につきましてもいろいろむず

かしく言いますればありましようが、當院の御修正の趣旨を考へまして、今鈴木次長からおつしやつたような定義において意見が一致しております。

○西郷吉之助君 今鈴木次長の言われた定義というのは、我々長たらしい説明でそれがはつきりいたしてないのですが、大体趣旨はよくわかりました。やはり定義ははつきりして置かれなければいかんと思ひますが、労働省は地方自治庁がここにおるから言ひにくいのかどうか知らないけれども、自治庁と同じような定義だとおつしやつたが、労働省としては主務官庁でないにしても、労働省としての専門の省でありますから、労働省としてはこういう定義であるというくらいは權威は持つてもいいと思ひますが、地方自治庁と定義は一致しておるとか、いふ漠然としたことではなく、もう少しはつきりしたことを言えないですか。

○説明員(松崎芳若) 単純労働という言葉を地方公務員法の修正の趣旨に即して定義をして行きますれば、先ず第一に狭義の行政事務に直接タツチなという点が考へられる。それから一般作業に従事する、更に又昔の旧制専門学校と言ひますが、こういう高等専門学校を卒業しなければ得られないような知識を要しないような技術と言ひますが、技能と言ひますが、そういうものも単純労働の中に入つておるといふふうに考へております。

○西郷吉之助君 今定義の中に、専門学校ですか、高等学校以上の學問といふのですか、知識がない者といふふうなお話でしたが、そういうふうな解釈の仕方はちよつとおかしいのじやないですか、重ねて伺ひます。

○説明員(松崎芳若) 今学校の名前を挙げましたので、誤解があるかも知れませんが、大工とか左官とかいふのは、やはりいわゆる単純な労働といふようなことを狭義に解釈いたします。

これは我々が今日明日大工をやりましてもなか／＼うまく行くものではないのであります。やはりこれは単純な労働ではないといふふうにも見えるかと思ひます。併しこれはいわゆるそういう學問的な知識を要せずにまゝ本當の慣れでできるというふうな意味において、単純労働の中に入れて差支えない。殊にこの前の參議院の御修正の趣旨は、主として政治活動の問題に重点がおかれておるうちに、記録からしますところ、こういうふうな感ぜられますが、こういうものは単純労働の中に入れて差支えなからうといふふうに考へております。

○西郷吉之助君 重ねて伺ひますが、今の教育程度の問題なんです、今日は大学生その他のアルバイトというものが非常に多いのでありますが、これはもう大学の学生なんかにはそういうふうなものもあるもので、そういうものは勿論単純労働とお考へになつても、こういう仕事に従事した者は教育程度のことを云々すると非常にむづかしいものじやないかと思つて重ねて伺ひます。

○説明員(松崎芳若) 今教育程度のことを出しましたのは、これはこういう単純な労働といふものを、私たちといひましたもどろいふに解釈すべきかといふことについて、いろいろ各々の法律なんか見てみましたが、結局あの時代のタフト・ハートレー法で専門的労働者という言葉があるのをごさ

います。専門的労働者といふのは單純労働の道徳念というふうに考へられま

すので、そういう専門的労働者といふのは、専門学校以上を卒業しなければ得られないような知識といふようなことを一つの土台としておる。だからその逆から行きますれば、そういうような一つの例示を挙げたに過ぎないのであります。別に学校云々といふことに特にこだわる必要はないと思ひのであります。

○西郷吉之助君 大体趣旨はよくわかりましたが、今定義を伺つたので労働省あたりにおいては、こういうものははつきりしておかれる必要が私はあると思ひますので伺つたのですが、今解釈の中に学校の程度の問題がありましたから、そういうようなことを言われるといふ／＼な場合が出て来て非常に妙なふうに聞えますので、主務官庁たる労働省においてはもう少しこういうことを研究して、あつちへ引つつかつたり、こつちへ引つつかつたりして答弁しなくても済むような、誰が見てもわかるようなはつきりした定義を確立して置くことが、この際必要だと私は思ひます。労働省のほうはこの程度でいいと思ひますけれども、どうも今までのあれでははつきりしなかつたので、余り私が時間を取りましてもいいませんから、一応この辺で私の質問を終ります。

○小笠原三三男君 関連して質問したいと思ひますが、先ほどの岡野大臣の御答弁では単純労働に關係する法律を出さなくちやいかんと考へて立案中であつたが、時間的に間に合わなかつた。従つて政令を以てその範圍だけは云々という話で、なぜ間に合わなかつ

たかという理由は一切おつしやられなかつたので、この際施行法が公布され二カ月後施行になることがわかつて、その期間に法律で出て来ることを予想して、我々もそういう猶予期間を養成しておつたわけなのです。これが法律として出ないという点は誠に我々としては遺憾であると思へたわけなので、この際大臣の詳細な御説明を願つて置きます。

○國務大臣(岡野清彦君) ちよつと速記をとめて頂きたい。
○委員長(岡本愛祐君) 速記をとめて。
○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて。
○國務大臣(岡野清彦君) お答へ申し上げます。關係方面の正式の何が得られるのはこの二十八日頃という話ですから、そう遅くなつては困りますから代りに折衝いたしまして、できるだけ早く出したと思ひますが、やはり今月の下旬頃にはせんかと思つております。

それから範圍でございますが、範圍は大體今も労働省のかたの御答弁がございまして、労働省並びに自治庁あたりでは、今度の政令に出しますのが大體の範圍だといふ意見が一致しておりますから、これで政令を出して置きます。それから私の考へたといひましてはこの法律には大體それを踏襲して行きたいと考へております。でございますが、この政令が基礎をなすわけでございまして、併し政令は政府の責任におきまして、只今の段階におきまして地方に指示をする意味の政令でございますから、今度法律が出ました

ときには、無論皆様がたの御審議を十分お願いしまして、範圍の狭びまる、拡がるということは、これは又別問題になると思ひます。

○小笠原二三男君 今のお話で不審な点は、同じ政府が出す政令、これは政府責任で出す、国会に出す法律原案も政府責任で出す。然るに法律で出す議案のほうに政令のそれを踏襲してやりたいと思うということではなくて、それ、やるということではなくたら、これはいかんかと思ひます。これは、もう少ししつかり……。笑

○國務大臣（岡野清彦君） やるつもりでございます。

○小笠原二三男君 つもりになる点はどこにあるのですか。

○國務大臣（岡野清彦君） つもりになります点においては、御承知の通りの關係方面のことがござりますから……。

○小笠原二三男君 それではこの程度にして、次の、さつきから労働省、或いは自治庁、或いは人事院等の職權の問題がいろいろ問題にされておりました。が、國勢調査等でもいろいろの職種が出ておる。或いは労働基準關係でもいろいろのものが労働省として出ておる。人事院でもそうである。これらの名稱の中で今回自治庁がつて用いた、さつき例示されたようなこういう呼び名は、これは業種でしょうか、専門語で言うところの範囲に入る言葉であるか、この際お伺いして置きたい。

○政府委員（鈴木俊一君） これは国家公務員法の關係、或いは地方公務員法の關係で、將來階級が施行せられますと、地方公共団体に從事いたします職務の種類といひますか、職種を結局

押えることになると思ひますが、現在地方公務員法におきましてはそういうような明確なるものがまだそれ／＼きまつておりませんので、結局各地方団体の職務規程とか訓令とかいうようなものにおきまして、それ／＼の名稱を用いておきまして、嚴密な意味で公務員法上における職權であるとか、或いは一般の國勢調査等におけるいわゆる職業というやうなものの種類でございますが、その辺は必ずしも明確でございませぬ状況でございます。ここで要するに、地方団体の公務員が從事しておられますその職務と、その職務に從事いたします者を指しておられます人といひますか、職といひますか、そういうものを押えまして、要するに、通稱の職とその人との結び付きました守衛とか、給仕といったやうなものを押えておるわけでございまして、多くの地方団体に最も普遍的でありますやうな名前をここで取上げたわけでありまして、大体各地方団体に依頼をいたしましてこういう職種の報告をしてもらつておりますが、大体半数の都道府県等から報告が参つておりました。そういうやうなものを基礎にいたしまして、さつき申上げましたやうなものを拾つて見たわけでありまして、

○小笠原二三男君 そうすると、この守衛とか小使、そういうやうなものは職種といわれるでしょうか、清掃とか屋敷といふやうなものは或る業種を指して、それに從事しておる者を總括して呼んでおられると思ひますので、この内容を分析すれば幾種かのやうな職種に分れるものがある。そういう点から言へば業種でもあるというふうな私

たち考えたいと思ひますが、そういう總括的な呼び名を以て呼んでおられると考へてよろしいと思ひますか。

○政府委員（鈴木俊一君） 大体またとにかく職階が固まつておりませんので、はつきりとしたものを押えることができない。地方団体の公務員の職務の現状でございまして、今お話がございましたやうに、將來階級ができた一つの職種を現わす。或いは職業を現わすというやうなものもありまして、それから今お話のありましたやうな、もつとそういう意味でなく、やや広形のグループを現わしておるやうなものもあるわけでありまして、たださういふいたしました場合の技術者、監督者、行政事務を担当するといふやうなものがそのグループに入つておる場合がありまして、そういうものはやはり中から除いて單純労働を考へるといふふうなことを考へております。

○小笠原二三男君 そうすると、そうしたものに類するものという但書といふものは、こうした職種なり業種に類するものといふふうな、いわゆる技術者、監督者等を除いて、広い解釈を下すといふふうな考へていいのですか。

○政府委員（鈴木俊一君） やはり類するものといひます場合も、先ほど申上げましたやうな、こういう呼び方でやはり考へて行つていいと思つております。

○小笠原二三男君 そうすると、例えば道路工夫の中でも年功を積んだ技手とか技師といふやうな、いわゆる地方の役名ですが、を持つておる者が、

而もそれが監督的なものでもなければ高度の技術屋でもない、こういうかたがたはやはり一連の道路工夫なら道路工夫といふグループに入つて單純労働者とみなす、こういう考へ方でもいいですか。

○政府委員（鈴木俊一君） これはそれぞれ当該の具体的の人について當つて見ないと、實際の職務内容について當つて見ないとわかりませんが、先ほど申上げましたやうに技術者、監督者、行政事務を担当するものに該當するかしないかといふ具體的な判断が問題になつて来ると思ひます。

○小笠原二三男君 政令のみを以てしては、その判断を下すものは當然該公共団体或いは當事者間で話合ひの結果梓付をしないてはならないように考へられるのですが、そういう点はどういうふうになるのですか。

○政府委員（鈴木俊一君） これはこの地方公務員法を實際に運用いたしますものは、それ／＼の地方公共団体であるわけでございます。地方公務員法及び將來この政令が公布されるときにしますれば、この政令の具體的の解釈運用の問題は、それ／＼地方公共団体の當局がいたすことになつております。

○小笠原二三男君 この地方公共団体に對して公務員であり、そうしたそのグループは、自分たちは單純労働者であると思つておる者はさうしてくれと要請をし、或いは交渉を持つたろうと考へます。その間において或る種の解決を得たならば、その地方公共団体が認めなければ、それは單純労働者といふ範圍に入るか入らんか、この点をはつきりしておいて頂きたい。

○政府委員（鈴木俊一君） これは法律

及びその法律を政府の責任において解釈いたしますこの政令が施行になりますれば、政府としてはこういうやうなふうな單純労働者を解釈するといふことになるわけでございますが、地方公共団体においては法律なり政令なりといふものは、憲法の七十三條と關係を持ちます政令でございまして、そういうやうな政令を前提にして解釈せられることになるわけでありまして、ただその場合に具體的の解釈がどうなるかといふことは、これはそれ／＼の地方団体の問題でございまして、これは多少のちがひが出て参りまして、地方自治を認める以上は止むを得ないものと考へます。

○小笠原二三男君 そうしますと、自治庁としては憲法上の問題から、而も自治法の問題から大きな範圍で問題を考へ、或いは地方を指導するといふことに限るのであつて、その範圍に觸れない限りにおいては地方當事者間に於ける決定その他を拘束したりするやうなことはしないといふふうな了解してよろしいですか。

○政府委員（鈴木俊一君） これは地方公務員法の性格が、かねて申上げました通り、梓法といふやうな氣持でございまして、勿論その梓の中において地方公共団体の自主性といふものを十分尊重して参りたい、たださういふ建前から地方公共団体が技術的な勸告、助言を求めて参りました場合におきましては、これは地方自治庁といひましては、それに基きまして一定の見解を示しますが、その技術的な勸告、助言をとらなないといふことは、これ又地方公共団体の自主性に屬することになるわけでありまして、

○政府委員（鈴木俊一君） これは法律

○小笠原二三男君 更にくだいようですが、そうした場合は地方で紛争が切替える際に起る場合があるだろうと思われれるのでありますが、助言を求めて来る場合は自治庁のみがこれを助言する。併し労働関係においては労働省の主管でもある、そういう場合に労働省と自治庁とはその関係をどういうふうにして持って地方を指導し、紛争を排除するといふ方向に行くのか、これは自治庁のほうと労働省のほうと二人にお聞きして置きたいと思ふのです。

○政府委員(鈴木俊一君) これは政府の中の行政事務の所管配分の問題は、それ〴〵設置法なり各種の法律によつてきまつておるわけでありまして、それから、その所管に属しますことは単独所管に属しますことはそれ〴〵いたしますが、共管に属しますことは、これは両方の意見が一致した上で話し合ひをすることにいたしております。

○説明員(松崎芳君) 今鈴木大長のほうからお話になりましたように、そういう問題が起りましたときには、労働省は地方自治庁とその間十分事務連絡を緊密にして、地方に対して指導するといふ方法をとつております。

○小笠原二三男君 それでは更にこの際、簡明について具体的な職種或いは業種について疑義が起り、地方から問題が提起された場合には、自治庁は労働省と緊密な連絡をとつて一致した解釈の下に地方を指導する、そう了解してよろしいのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この地方公務員法の附則二十一項及び五十七條の特例の問題につきましては、私どももいたしましても制度を立案いたします際は、労働省と十分連絡をとつて参

るつもりであります。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに單純労働の問題について御質問ありませんか。……なほ一点伺つて置きますが、この現業員と單純労働の関係、よくこれが混同されておりますので、現業員の中でどういふものが單純労働でないか、この点を伺つておきます。又現業員でなくとも單純労働といふものがあり得るかどうか、それも伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 例へばこの清掃夫と申します場合は、いわゆる現業で縦割に仕事を分けますと、清掃事業に従事したしておる者はみな入つて来るわけでありまして、その中で先ほど申上げましたように監督者或いは清掃に關する行政事務を担当する者、或いは清掃のいろ〴〵な技術的な面を担当するといふような者は除きまして、その残りの者が單純労働である。かように考へております。それからあとの点の現業員でなくとも單純労働はあり得るかといふ点であります。この点も勿論あるわけでありまして、現業といふことの解釈であります。主として肉体的労働をやる現場的労働といふものを現業と解釈いたしますと、例へば電話の交換手でありますとか、そういつたようなもの、これは現場労働といふ場合には行政事務の補助者みたいな感じがする、従事いたしておる者もあろうと思ひます。そういうふうには必ずしも現場労働に入らな

によつては入るわけでありまして。
○委員長(岡本愛祐君) 労働省のほうもその解釈でよろしうございませうか。
○説明員(松崎芳君) はあ。
○委員長(岡本愛祐君) それでは單純労働の問題はこれで打切ることになります。

○委員長(岡本愛祐君) なお地方自治庁並びに労働省側に伺つて置きますが、地方公営企業労働関係法案はどちらかにおいて立案されつゝあるということでありまして、それはどうなつておりますか。これを伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) これはこの地方公務員法の附則二十項に基きます法律は「公営企業の組織、会計経理及び職員的身分取扱に關して規定する法律」といふことに附則二十項では相成つております。今政府といたしましては、公営企業の組織をどういふふうにするかといふこと、それからその会計経理をどうするかといふこと、職員の身分取扱をどうするかといふこと、この三つの部面に亘りまして法律案を鋭意立案中でございます。今度の国会に提案をいたすように今準備中でございます。

○委員長(岡本愛祐君) 主管庁はどちらですか。
○政府委員(鈴木俊一君) これは主管庁は、今申上げましたように、内容を大きく分けますと組織と会計経理、職員の身分取扱の三つございまして、この中の組織なり、会計経理に關しますことは、これは自治庁の専管でございます。職員の身分取扱に關しますことは地方自治庁と労働省と両者関連

いたして参るわけでございます。そういうわけで一応自治庁として今立案をいたしておりますが、同時に労働関係の部面については労働省として立案をし、政府一体となつてこれを立案中でございます。

○委員長(岡本愛祐君) この問題について御質問ございませんか。
○小笠原二三男君 その一体となつていふ言葉がどうも我々としてはわからぬのです。その労働関係だけではないですから、もう少しはつきり……、一体と言つても、どつちがどつちを呼んで調整をし、そうして実際に法文を作るものはどつちなんですか。はつきりこれを承つて置きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) その法案の点は、要するに内閣が提出をするわけでございます。我々事務局といたしましては一応の、一応と申しますようにも設置法によりましてそれ〴〵所管区分がきまつておるわけでございます。職員の身分取扱に關します事項は自治庁の所管に属します部分と、又これは制度の結果によつて違つて来るわけでありまして、要するに労働省の所管にも入ります部分と両方あるわけでございます。これを両方が立案をいたして内閣として提案をするということでありまして。

○小笠原二三男君 そういうことはわかり切つた上で聞いておるんです。それから、実際どつちなんですか。どつちが主体的に立法過程を作業して行くかといふことを聞いておるんです。

○政府委員(鈴木俊一君) これは現に自治庁でも作つておられますし、労働省でも作つておられます。両方で作つておられます。両方の案を話し合ひをいたし

まして、政府案として取りまとめるというところであります。

○小笠原二三男君 いや労働省のほうに伺ひますが、労働省のほうで作つてゐるのはただだけ範圍のものを作つておられるか。

○説明員(松崎芳君) 只今身分取扱といふ言葉を使つたのですが、これは法律に出てゐるわけでありまして、この身分取扱の中には労働関係も当然含むといふことで了解してゐるのであります。この労働関係につきましては労働省におきまして昨年の暮に一応の要綱を作りまして、全国四カ所におきまして公聴会を開きまして、いろいろことと労働、資、中立法でも密つて聞きまして、そうして意見を聞いてゐるわけでありまして。私どもはもうこの労働関係については法律を準備しつてあります。どういふ形に於いて出るかといふことになりました。これはちよつと時間がかかるかと思ひますが、労働関係については地方自治庁においても労働省にお任せするといふようなわけでありまして。

○小笠原二三男君 その話を聞きたいとこなんですか。その労働関係のそれといふのは自治庁としてゐる〴〵な制約をすることなしに、労働省の立案したものをもその法律の一つの体系の中にそのまま盛り込んで行くといふ考え方であるのかどうか、この際鈴木さんに伺つて置きたい。

○政府委員(鈴木俊一君) これはまあ政府が、それ〴〵自分の所管に従つて、自分の所管の部分は各省皆立案をいたしますが、それが他の政府部内に関係のあります場合には、次官會議、或いは閣議等で意見の

調整が行われるわけでありまして、今松崎議長から申しました通りに、職員身分取扱の中の労働関係の部分につきましても、これは労働省で御立案中でありまして、私もいたしましては、これは地方公務員関係の規定でありまして、その又身分取扱と関係があることであるから、それらにつきましても意見は申上げますが、労働省の御意見は十分尊重するつもりであります。

○西郷吉之助君 ちよつとお伺いしますが、今御説明を伺っていると、それぞれ自分のところは自分でやるのだというお話で、はつきりいたしませんけれども、実際の場合に誰が、これをどこの大臣が説明するか、法律ができた場合は誰が……、所管の大臣が自分のほうだけするのですか。

○委員長(岡本愛祐君) 提案理由の説明はどちらがするかと……。

○政府委員(鈴木俊一君) これは先ほど来申上げておきますように、まだ最終の形におきまして法律案ができ上っておりません。次官会議、閣議にまだかかつておりませんので、最終の法律案ができましてその形に従つて、それ／＼所管の大臣が御説明をなさるわけだろうと存じますが、併し国務大臣という資格において御説明になりますならば、その点は大体多少の食い違いはございまして差支えないだろうと考えます。

○西郷吉之助君 いや、そういう妙に何かどこから突つ込まれやせんかと思つて、びく／＼した答弁のように見えるけれども、例えば岡野さんと保利労働大臣が二人来て、一つの法案を、ここからこゝまで私の所管でございま

すからと言つて説明し、その次はあなたにお願いします、こういうことで実際にやるのですか。その点を……、どの大臣が御責任を持つてこの説明をするのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これははつきり申上げますが、要するに労働関係の法案だけ別個の法律案を提案いたすということになりますと、その部分だけはこれは労働大臣がおやりになるのが、先ず今までの慣例から申して当然だろうと思ひます。それから今の組織に更に労働関係も含められまして一本の法律になりました場合におきましては、これはやはり自治庁長官であられる岡野国務大臣が説明されるのが、これは政府の大体の今までの方式から申して当然だろう、又そういうふうに考へております。

○西郷吉之助君 そうすると、しつこいですが、もう一遍伺いますと、今申上げたように、これは労働省労務局の要綱案の第二條あたりにすぐ地方財政法なんてのが出て来るのですが、その先のはらはら労働大臣が説明して、第二條は今度は岡野さんで、一緒に説明されるのですか。そういうことになるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 労働関係と申しますのは、実は今の附則二十項で予定しております法律の中の、要するに一部分であります。大半の部分は実は組織、会計経理が非常に多いのであります。そういう点から申しまして、先ほど申上げましたような法案の主たる内容が、どの方面にあるかということによつて、その所管の属する国務大臣が御説明になるのが至当であらうと

考へておるのであります。

○小笠原三男君 それは確かに鈴木さんの考へは一応成立つようですけれども、併しこれは地方公務員法そのものから出て来る法律で、人間関係のほうが大々公営企業体のそれなで、労働関係はこれは主たるもので、その他のものはその関係を成立させるためのさ／＼な企業形態の関係から当然出て来る問題だと考えた場合には、これは却つて労働省あたりの所管でないかということさえ考へられる。その点については我々としては疑義がある。もう一度その点地方公務員法の一つの法規から生れて来る立法なのですから、その点から言ふならば、私は身分関係、そういうものが主たる法律であつて、條章は幾ら多くても、会計経理、組織、そういうようなものは主たるものではないという考へを持つのです。この点どうです。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法の附則に、今の点が出ておるわけでございますが、これは要するに今申上げましたような公営企業の組織、会計経理、職員の身分取扱に關して規定する法律が制定実施されるまでの間は、なお従前の例による、こういうことではあります。要するに公営企業に關する一つの立法を作るのだということが、この法律の上で語られておるわけでありまして、それまでは従前の例による。その中に公営企業の地方公務員の労働関係の部分も入つておるといふこととでございまして、ここに書いてありますこととから申しまして、その法律の内容がすべて地方公務員法を中心として作られるのだと、こういう結論にはならんと思ふのであります。要する

に地方の公営企業は地方公共団体の住民のサービス、福祉の改善、能率的な経営というふうなことが主体になるわけとでございまして、そういう見地から地方公営企業法というものが立案されて、その運営に當ります地方公務員の身分取扱、或いは労働関係をどうするかということもその中に入つて来るのでありますから、地方公務員という見地からだけなく、もつと大きな地方公営企業をどうするかという見地から立案をせられるものでございまして、この点は必ずしも地方公務員法の附則にありまして、それだけであるというふうな結論には相成らんと思ひます。

○小笠原三男君 これは古足らずのこと、誤解を受けたかも知れませんが、私たちがさつきから言つておるの

は、單純勞務が地方公務員の場合であらうが、その観点に立つて今まで討論して来ておつたので、その一連のものとして眺めれば、身分関係、労働関係というものがこゝろに公営企業として重要なんだ、こゝろに考へたんで、その他のものは排除する、要らんのだといふものじやない。その他のもの自体は地方行政委員会の所管としてそれは堂々とやれるだろう。併しその部分はやはり自治庁長官の労働関係ですよ、自治庁長官の所管として提案理由その他もやつて行くのだ、こゝろにこゝろに疑義があるといふのです。この点について……。

つてもいいわけでありまして、先ほど来申上げましたことは、その法律の主たる内容がいずれの所管に多く関係があるかということの判断の結果の問題で、主たる関係がある大臣が御説明になるのが、従来の慣例から申して至当であるといふことを申上げたのであります。

○小笠原三男君 そうすると、岡野国務大臣ときまりました場合には、岡野国務大臣に質問する場合に、岡野国務大臣は当然質問に答えてくれるといふふうに考へて、質問は打切つておきます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは公営企業労働関係法案については如何に質問はございせんか。ではこの程度にいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 次に、地方公務員法の制定に伴ひまして、地方公務員たる教育公務員の任免、分限、懲戒、服務、給与、その他の身分取扱に關する事項について、教育公務員特例法の一部を改正する法律案が提出されております。これにつきまして、先般皆様お集まりのときに、連合審査を申込むかどうかということについて各会派でおまとめ願ひたいということをお申上げて置きました。如何いたしますか。

○小笠原三男君 結論としては、過半数の国会において母法の地方公務員法の審査の場合に、文部委員会その他から関連ありとして連合審査を申込まれ、慎重に連合審査をした建前からいへば、母法を審査した我々委員として、特例法について連合審査をしたいという意向を持つております。ただそ

の前に時間が許せるならば一応自治庁なり、或いは文部省なりにその立案過程並びに構想等について伺つておいて、而も連合審査を必要とするかどうかを御討議を願いたいと考えます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは一応教育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに参議院は通過いたしました。が、やはり地方公務員法に關係のある社会教育法の一部を改正する法律案、これにつきまして、これらの法律案を立案された過程、その内容の要点、そういうものについて一応説明を求めます。

○小笠原二三男君 あと岡野さんその他に御用があつて、おいで願うならともかく、おいで願わないとするならば、ちよつと特例法のことについてお聞きして御退席を願つてもよいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは、今岡野国務大臣が予算委員会の方へ出席を要求されておるやうでありますから、岡野国務大臣に対する質疑をこの際先にいたします。

○小笠原二三男君 この特例法について自治庁としてどういう態度を持つておられ、どういふうに立案過程に關与せられたのであるか、この経過について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 教育公務員特例法につきましては、文部省が御立案せられました。地方自治庁としましてはその内容につきましては十分御協議を願ひ、両者協力いたしましたので、上つたやうな次第であります。

○小笠原二三男君 どうも簡單な要を得た御答弁で、大体わかつたわけですが、(笑聲)、地方公務員法の特例法で

あるから、地方公立学校の教育公務員特例法というふうな、地方公務員法自体だけの特例法が出るものと我々は考へておりました。ところが前に出た国家公務員法の特例法のうちの、当時地方公務員である教職員についても立法しておつたことと一緒にして、そして今回特例法ができた。従つてその法の内容を見ますと、地方公務員法が出たための措置のみならず、国家公務員法の改正を見ないで国家公務員である教育公務員の特例の改正まで一緒に載つておる法律案なんです。こういう点は我々としては誠に奇怪なんで、若しもこういうことをやるとするならば、国家公務員法自体を改正して、そして特例法を改正して行くという段取りにすべきじゃないか、さうに思われる。

それではこの点について国家公務員の教職員の特例法と地方公務員の教職員の特例法とをなせ分割して立法するといふことをしなかつたのであるか。又現在提案されておるこのやり方というのは、立法技術からいつてどういふものであるか、そういう点専門である鈴木さんにお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 御見解はいろいろ御尤もな点が多々あると存するのではありませんが、結局一つは沿革的の従来教育公務員特例法といふことで、国の教育公務員と地方の教育公務員とを合せて規定しておりました關係もあり、又、地方公務員法の特例法といふことで、それだけ抜き出して書くといふことが一番すつきりとした形ではございませんが、他面教育に従事する公務員という点から申しますと、要するに教育といふ点から申しますと、それを又一つの法律に書いて置くといふことも十分理由があるわけではござい

まして、そういう沿革的な理由並びに教育に關する公務員のことを一つにまとめて書いて置きたい、こういうふうな考え方から、地方公務員法の特例として筋を立てまして、別個の法律を出すよりもそういう方式のほうがよいであらうという見解で、今回提案いたしましたやうな形に相成つておるわけではござい

○小笠原二三男君 そうしますと、文部当局と立案過程でいろいろ御協議になる場合には、国家公務員である教職員の場合の條章には自治庁としては触れなかつたのであるか、お伺ひします。

○政府委員(鈴木俊一君) これは自治庁の所管事項ではございませんので、その点につきましては有權的な御協議を申上げるわけには行かないわけであり

ます。

○小笠原二三男君 では問題を變へまして、私たちが修正案を作つた場合に、教職員に対して特例法を設けるといふ趣旨は、一般地方公務員と違つた性格或いは免許、任用、その他いろいろ複雑な特殊な問題があるから、別枠にしてやりたい。即ち人事委員会なり公平委員会なり、そういういろいろのもの、拘束を成るべく受けず、教育公務員は教育公務員として一貫した体系でこれを律して行きたいといふのが我々の修正の趣旨だつたわけなんです。がその内容を見ますと、やはり人事委員会そのものに律しられる部分は、一般地方公務員であらうが、教育公務員であらうが、何ら変らないという結果になつておつて、ただ公平委員会に所屬しないで人事委員会一本にしたとい

う点だけが、この考えが我々に近いものがあるといふだけなんです。が、もつと突き進んでお考えになられた点はなかつたのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 教育公務員につきましては、やはり教育を所管しておられます文部省の方のお立場として、教育という關係からできるだけ一体的に規定をいたすようにいたして行きたいという堅持であられるのは、十分その点で理由が認められるのでござい

○小笠原二三男君 では最後にもう一つ、これは私の意見ですが、地方公務員法で政治活動の面であらう修正をした趣旨、即ち勤務する学校の所屬する市町村、そういうもの以外において活動は許されておる。その趣旨から言

うて、議員立候補の場合には忠誠を誓わなければならぬ所謂公共団体以外において、自由に立候補できるのじやないかという考えが一部にあるのですが、あの修正の趣旨からいつてこの点についてはどうお考えになられるかお伺ひしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 教育公務員が中央の選挙、或いは地方の選挙に立候補いたします場合のことでござい

○小笠原二三男君 立候補し又は議員となるのに、現職なり或いは休職なりを以てしてできるものじやないかと私

は思ふ。法律上……。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は公職選挙法の、公務員は届出をする場合には公務員たる地位を辞さなければならぬといふ公職選挙法の規定はやはりすべての公務員に対する選挙制度上の一つの要求であるわけでありまして、言い換へれば選挙運動の自由公正を期する、こういう見地から国の公務員でありましたら、地方公務員でありましたらとも、先ず公務員たる地位をやめなければ届出ができない。こういう趣旨でございまして、その趣旨を、地方公務員法としては地方公務員法に反する規定だとは考へていないつもりでございまして、従つて矛盾抵触する規定ではない。従つてあの規定はすべての地方公務員に適用されるものでありと、こういう考へ方をいたしており

○小笠原二三男君 その点了解しました。が、然らば公職選挙法においてさういふ点を外したらこれは地方公務員法から見て自由に議員に立候補できるかどうか。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は地方公務員法には規定がないわけではござい

○西郷吉之助君 岡野国務大臣に伺ひたいのですが、予算の予備審査をこちらから開始しておるわけではあります。が、政府は成るべく早くこの予算を通過させたい意図があるやうですが、それと関連のある地方税の改正法はいつ頃出るのですか。

○国務大臣(岡野清豪君) お答え申上

です。そういうことを勝手にやられると、地方財政はさなきだに教職員の給料がうまく行かん。そういうような問題があるところに、勝手に政府がそういうふうな金を、地方団体の困窮せる財政面の現費増においてやられること

と思います。
 ○西郷吉之助君　そうしますと、新
 に全額国庫負担というような非常
 ビッグ・ニュースで報道された。そ
 は極めて支那当局は懸念だと思つ
 ういうふうな関係方面の意向も十分

いかという氣持で言つておられると思
うのです。そういう根本精神が誤りだ
と思います。

○小笠原二三男君 先ほどのお話は、
新聞発表は文部省の関知するところに
あらずと言つておるのですが、問題
無償で教科書を配給する段取りにな

という意味で無償と言つたと思います。

○小笠原二三男君 そんなこと、どこかの自治体と相談してきめたのだ。

○政府委員（關口隆寛君） それからな

たい。
うするお考えでおられるか、お伺いし
て、お答えを願ふ。

○堀末治君 議事進行について……。

この問題は私与党でございますけれども、
も、非常に不愉快に存するのであります。
今承つておるといふと、局長は

政府委員
地方自治政務次官
地方自治庁次長
文部省調査
普及局長
小野 哲君
鈴木 俊一君
關口 隆克君

事務局側

常任委員会専門員 福永與一郎君

常任委員会専門員 武井 群嗣君

説明員

労働省労政局 松崎 芳君
労働法規課長

昭和二十六年二月二十日印刷

昭和二十六年二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所